

★令和8年度保険税計算例①

■4人世帯⇨世帯主47歳・妻49歳・長女14歳・長男10歳

・世帯主：給与所得356万円(給与収入：500万円)-基礎控除額(43万円)=所得割算定基礎額(313万円)・・・①

・妻：給与所得 55万円(給与収入：120万円)-基礎控除額(43万円)=所得割算定基礎額(12万円)・・・②

①+②=325万円(所得割算定基礎額合計) ※100円未満切捨て

356万円+55万円=411万円(軽減判定基準額)>43万円+57万円×4人+(2人-1)×10万円=281万円

なので低所得者軽減は非該当

給与収入55万円を超えている人数

I.医療保険分(年額)

(1)均等割額：26,400円×4人=105,600円

(2)平等割額：28,000円

(3)所得割額：所得割算定基礎額合計×税率
=325万円×8.2%=266,500円

(4)医療合計：(1)+(2)+(3)≒400,100円

II.後期高齢者支援金分(年額)

(5)均等割額：8,500円×4人=34,000円

(6)平等割額：9,000円

(7)所得割額：所得割算定基礎額合計×税率
=325万円×2.6%=84,500円

(8)後期合計：(5)+(6)+(7)≒127,500円

III.介護納付金分(年額)

(9)均等割額：8,500円×2人=17,000円

(10)平等割額：6,600円

(11)所得割額：所得割算定基礎額合計×税率
=325万円×1.9%=61,750円

(12)介護合計：(9)+(10)+(11)≒85,300円

IV.子ども・子育て支援金分(年額)※18歳未満は非課税

(13)均等割額：1,100円×2人=2,200円

(14)平等割額：1,000円

(15)所得割額：所得割算定基礎額合計×税率
=325万円×0.29%=9,425円

(16)子ども合計：(13)+(14)+(15)≒12,600円

IV.令和8年度国民健康保険税額

(4) + (8) + (12) + (16) = 625,500円

※ I・II・III・IVのそれぞれにおいて100円未満切捨て

★令和8年度保険税計算例②

■2人世帯⇔世帯主65歳・妻65歳

- ・世帯主:年金所得70万円(年金収入:180万円)-基礎控除額(43万円)=所得割算定基礎額(27万円)・・・①
- ・妻:年金所得0万円(年金収入:70万円)-基礎控除額(43万円)=所得割算定基礎額(0万円)・・・②

①+②=27万円(所得割算定基礎額合計) ※100円未満切捨て

70万円+0万円-15万円(※年金特別控除)=55万円(軽減判定基準額)<43万円+31万円×2人×(1人-1)×10万円=105万円

これにより、均等割と平等割のそれぞれに5割軽減が適用となる。 公的年金収入125万円を超えている人

I.医療保険分(年額)

(1)均等割額:(26,400円×2人)×50%=26,400円

(2)平等割額:28,000円×50%=14,000円

(3)所得割額:所得割算定基礎額合計×税率
=27万円×8.2%=22,140円

(4)医療合計:(1)+(2)+(3)≒62,500円

II.後期高齢者支援金分(年額)

(5)均等割額:(8,500円×2人)×50%=8,500円

(6)平等割額:9,000円×50%=4,500円

(7)所得割額:所得割算定基礎額合計×税率
=27万円×2.6%=7,020円

(8)後期合計:(5)+(6)+(7)≒20,000円

III.介護納付金分(年額)

国民健康保険における介護納付金は
40歳から65歳の方が対象のため、
本世帯では0円です。

IV.子ども・子育て支援金分(年額)※18歳未満は非課税

(9)均等割額:(1,100円×2人)×50%=1,100円

(10)平等割額:1,000円×50%=500円

(11)所得割額:所得割算定基礎額合計×税率
=27万円×0.29%=783円

(12)子ども合計:(9)+(10)+(11)≒2,300円

IV.令和8年度国民健康保険税額

(4) + (8) + (12) = **84,800円**

※I・II・III・IVのそれぞれにおいて100円未満切捨て

★令和8年度保険税計算例③

■4人世帯⇨世帯主48歳・妻37歳・長女8歳・長男5歳(※未就学児) ※未就学児の均等割額減額措置により5割軽減

・世帯主: 給与所得520万円(給与収入: 700万円)-基礎控除額(43万円)=所得割算定基礎額(477万円)・・・①

・妻: 給与所得 5万円(給与収入: 70万円)-基礎控除額(43万円)=所得割算定基礎額(0万円)・・・②

①+②=477万円(所得割算定基礎額合計) ※100円未満切捨て

520万円+5万円=525万円(軽減判定基準額)>43万円+57万円×4人+(2人-1)×10万円=281万円

なので低所得者軽減は非該当 給与収入55万円を超えている人数

I. 医療保険分(年額)

(1)均等割額: 26,400円 × 3人 = 79,200円

(2)均等割額: (26,400円 × 1人) × 50% = 13,200円

(3)平等割額: 28,000円

(4)所得割額: 所得割算定基礎額合計 × 税率
= 477万円 × 8.2% = 391,140円

(5)医療合計: (1)+(2)+(3)+(4) ≒ 511,500円

II. 後期高齢者支援金分(年額)

(6)均等割額: 8,500円 × 3人 = 25,500円

(7)均等割額: (8,500円 × 1人) × 50% = 4,250円

(8)平等割額: 9,000円

(9)所得割額: 所得割算定基礎額合計 × 税率
= 477万円 × 2.6% = 124,020円

(10)後期合計: (6)+(7)+(8)+(9) ≒ 162,700円

III. 介護納付金分(年額)

(11)均等割額: 8,500円 × 1人 = 8,500円

(12)平等割額: 6,600円

(13)所得割額: 所得割算定基礎額合計 × 税率
= 477万円 × 1.9% = 90,630円

(14)介護合計: (11)+(12)+(13) ≒ 105,700円

IV. 子ども・子育て支援金分(年額)※18歳未満は非課税

(15)均等割額: 1,100円 × 2人 = 2,200円

(16)平等割額: 1,000円

(17)所得割額: 所得割算定基礎額合計 × 税率
= 477万円 × 0.29% = 13,833円

(18)子ども合計: (15)+(16)+(17) ≒ 17,000円

IV. 令和8年度国民健康保険税額

(5) + (10) + (14) + (18) = **796,900円**

※ I・II・III・IVのそれぞれにおいて100円未満切捨て